

## 18 児童相談所の働きをさらに高めること(児童相談所の強化等に向けた取組)

長

ここからは、  
これまでも名前だけはよく出してきましたが、「児童相談所」についての話になります

A

すいません  
いまさらですが、「児童相談所」という名前は、よく聞くのですが、実はどういうところかあまりよくわかっていません

長

確かに、ここまできちんと説明してきませんでしたね

学

児童相談所は、法律(児童福祉法)によって、県が置かなければならないこととされている、こどもの福祉に関する専門的な対応をする組織です

長

長野県には現在、5か所あります

施

中央児童相談所・松本児童相談所・飯田児童相談所・諏訪児童相談所・佐久児童相談所の5か所ですね

長

そのとおりです

A

ところで、児童相談所は、どんな仕事をしているのですか？

長

主なものを簡単にまとめると次のようになります

## 18-1 児童相談所について

この本(計画)の中で当たり前のように出てきている「児童相談所」について、ここで改めて概要を説明します。

児童相談所は、児童福祉法に基づいて県が設置しなければならないこども福祉のための行政機関の一つで、昭和 22 年に児童福祉法が制定されたときから法律に位置づけられている行政機関です。

現在の児童福祉法において、児童相談所の主な業務は以下のとおりとされています。

- 市町村のこどもや家庭への支援に関する市町村間の連絡調整や、市町村への情報提供などの市町村に対するサポート
- こどもに関する、こども本人や家族、学校などからの相談(虐待や非行、子育てなどに関する相談)の受付
- 相談を受けたこどもや警察などの他の関係機関から調査の依頼などがあったこどもについての調査(面接、家庭への立入など)・判定(こどもの状態の総合的な診断)
- 調査や判定に基づく、こどもや家庭への助言や指導(児童相談所による指導・児童家庭支援センターなどに委託しての指導など)
- 調査や判定によって、施設や里親の家などにこどもを預ける必要がある場合に、そうしたところにこどもを預ける(措置)
- 保護が必要なこどもの一時保護

県では昭和 20~30 年代に児童相談所の設置が進められ、現在、県内5か所に児童相談所を設置しています。

長

主なものを簡単にまとめると次のようになります

### 【児童相談所の主な仕事】

- こどもに関する家庭などからの専門的な知識や対応が求められる相談の受付
- 相談を受け付けたこどもに関する調査(虐待や非行がないか、など)
- こどもや家庭に対する専門的なアドバイスや指導など
- 施設や里親家庭などに預ける必要があるこどもを施設などに預ける
- こどもの一時保護(一時保護については前に説明しました)
- 市町村のこども福祉に関する業務のサポートなど

A

いろいろな仕事をしているようですが、  
例えば、こどもに関する相談って、どのくらい来ているのですか？

長

だんだん増えてきていますが、最近では、1年間でだいたい 5,000～6,000 件くらいです  
そのうち、虐待に関する相談が半分くらいになります

平

単純に計算すれば、1日の平均で 15 件ほどの相談になるのですが、  
毎日、こうして相談を受けたこどもについて、  
ひとりひとり調査をして、専門的なアドバイスをしたり、必要な場合は一時保護をしたり、施設や里親に預けたりして、その後もこどもの様子を見ながらこどももその親もサポートをしていくわけです

弁

ある程度長い間にわたって、こうしたこどもにかかわる必要もあるので、  
児童相談所の仕事は増え続けているといえますね

【図表 18-1:県内の児童相談所と管轄市町村】



児童相談所名	設置時期
中央児童相談所	S23.4
松本児童相談所	S24.5
飯田児童相談所	S39.4
諏訪児童相談所	S25.5
佐久児童相談所	S36.4

そして、最近では、家庭の中での問題(虐待やネグレクト)だけでなく、こどもの障がいに関わる人がうまく対応できずにトラブルが起きている場合など、様々な困難を抱えたこどもや家庭からの相談も増えてきて、これまで以上に専門的な知識や対応も求められています

長

施

増え続ける相談にきちんと対応していくためにも、そして、難しい問題を抱えているこどもや家庭をサポートするためにも、児童相談所による地域の中でのさらなる働きが求められているということですね？

そのとおりです  
 そういうことから、ここでは児童相談所がそれぞれの地域の中で、その働きをさらに高めていくための取組を考えていきたいと思います

長

弁

ところで、児童相談所の働きを高めるための取組については、現在の計画でも進めてきていますね？

そうですね  
 このような取組をしてきました

長

【現在の計画で取り組んできたこと】

- 専門的な知識や技術を持つ職員を増やし、育てる
- 市町村、警察、児童家庭支援センターなどのこどもの福祉にかかわる組織との協力関係を強化する
- 県内の児童相談所の配置を考え直す

長

そして、このようなことをチェックしてきました

18-2 児童相談所における相談対応等の状況

全国的にも同じ傾向にあります。長野県でも少子化が進み、こどもの数は年々減ってきていますが、児童相談所に寄せられる相談は量と質において増大してきています。

まず、量的な面では、児童相談所への相談件数は横ばいから増加傾向にあります。

それに比例するかたちで、児童相談所での児童虐待相談対応件数も増加傾向にあります。

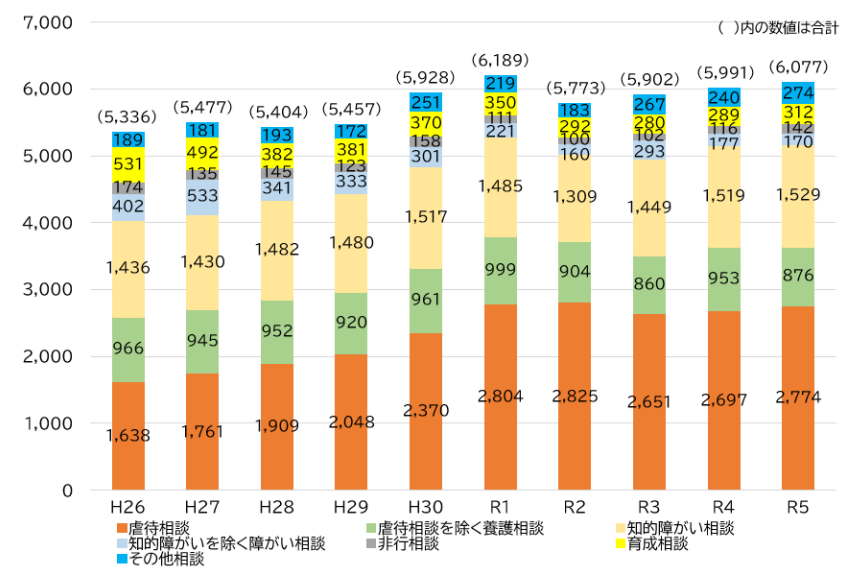
これは、児童虐待に対する社会的関心の高まりや、関係機関による理解が進んできたことが背景にあるものと考えています。

そして、質的な面では、相談内容が上記の児童虐待をはじめ、複雑かつ困難で、高度な専門性が求められる相談も増えてきています。

こうした児童相談所に対する社会的ニーズの高まりがあるなかで、児童相談所はそれに応えていく必要があります。そのためには、児童相談所の機能を量的な面と質的な面でも強化していく必要があります。

【図表 18-2: 児童相談所への相談件数(平成 26 年度～令和 5 年度)】

(単位: 件)



(出典 福祉行政報告例)

【現在の計画でチェックしてきたこと】

児童相談所の職員の数(県が必要と考える児童相談所の職員の数)

平成 28 年に法律(児童福祉法)が変わってから、国が人口などに対してどのくらいの児童相談所の職員が必要かの基準を示していて、その基準以上の職員の数にすることを目標にしてきました

職員は増えてきたのですか？

令和元年度と比べると、令和6年度の始めでは 1.5倍ほどに増えました

長野県でも、国が示した基準に合わせて職員の数を増やしてきたということですね

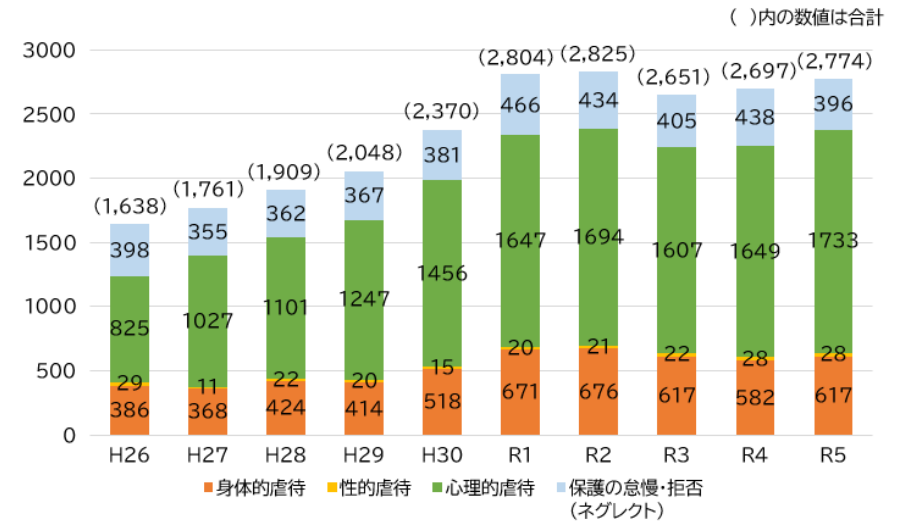
そのとおりです

ところで、児童相談所の配置も考え直していたのですか？

結果としては、いったん、これまでと同じになっていますが各児童相談所が受け持つ地域(管轄地域)のあり方について、令和3年度に国が新しい基準(参酌基準)を示したことから、この先の長野県の人口の見直しなどの状況を見ながら考えました

「いったん」ということは、また考えるということですか？

【図表 18-3: 児童相談所への虐待相談の内訳(平成 26 年度～令和5年度)】



(出典 福祉行政報告例)

参考	児童相談所への相談の種類について(福祉行政報告例による)	
上記の図表 18-1・18-2 における相談の分類は、以下のとおりとなっています。		
養護相談	虐待相談	こどもへの身体的・性的・心理的虐待、ネグレクトに関する相談
	その他の相談	児童虐待相談以外の環境的問題(父母の失踪・服役等)を有するこどもや、養子縁組に関する相談
	保健相談	低出生体重児、虚弱児、ツバクルリン反応陽転児、内部機能障害、小児喘息、その他の疾患(精神疾患を含む。)を有するこどもに関する相談
障がい相談	肢体不自由相談	肢体不自由児、運動発達遅れに関する相談
	視聴覚障がい相談	視聴覚障がいを持つこどもに関する相談
	言語発達障がい等相談	構音障害、吃音、失語等音声や言語の機能障害をもつこども、言葉のおくれ等のあるこども等に関する相談
	重症心身障がい相談	重症心身障害児に関する相談
	知的障がい相談	知的障がいを持つこどもに関する相談
非行相談	発達相談	自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、学習障害などを持つこどもに関する相談
	＜犯行為等相談	虚言癖、浪費癖、家出、浮浪、乱暴、性的逸脱等の＜犯行為、問題行動などがあるこどもに関する相談
	触法行為等相談	触法行為があったとして警察署から通告のあったこどもに関する相談
育成相談	性格行動相談	児童の人格の発達上問題となる反抗、友達と遊べない、落ち着きがない等性格又は行動上の問題を有するこどもに関する相談
	不登校相談	学校、幼稚園、保育所又は認定こども園に在籍中で、登校(園)していない状態にあるこどもに関する相談
	適正相談	こどもの進学適性、職業適性、学業不振等に関する相談
	育児・しつけ相談	幼児の育児・しつけ、児童の性教育、遊び等に関する相談
その他の相談	上記以外の相談	

これから県内の人口は減る予想となっていて、こうした人口が減っていく状況も見えていきながら、また考えていく必要があると思っています

長

弁

そういえば、また少し話が変わりますが、中核市でも児童相談所が置けるのですかね？

平成 18 年に法律(児童福祉法)が変わったときに、置けるようになりました

長

市

長野県では長野市と松本市が中核市ですが、県と違って「置かなければならない」わけではなく「置くことができる」としてされているのです

Q

実際に児童相談所を置いている中核市はどのくらいあるのですか？

令和6年4月時点では、全国に 62 の中核市がありますが、そのうち児童相談所を置いているのは4市で、これから置こうとしているといわれているのが7市です

長

O

まだ、それほど多くはないということですね

いずれにしても、この先、児童相談所がいくつ・どこにあればよいのかについては、国の基準や長野県の人口の状況なども見ながら、考えていくことになると思っています

長

施

ところで、新しい計画ではどういう取り組みをしようと考えているのですか？

### 18-3 児童相談所の強化等のための取組

児童相談所に対する社会的なニーズが高まっているなかで、県としても児童相談所の強化に取り組んでいく必要があります。

複雑かつ困難な相談などに対応するためには、児童相談所では様々な専門的な知識や技術を持った職員が必要となります。

こういった職員が必要になってくるかというといえば、国の基準などを踏まえると、主なものとして、

- 児童福祉司(専門的な技術によって、子どもや家庭に対する指導を行う人)
- 児童心理司(こどもの心理学的診断や心理療法など、心理に関する指導を行う人)
- 医師
- 弁護士
- 保健師

が挙げられます。

こうした職員の確保等を進めていくことと同時に、特に、新たに確保した児童福祉司や指導心理司については経験が浅いことから、その育成についても取り組んでいく必要があります。

もちろん日々の業務のなかで経験を積んでいくことも重要ですが、研修の機会などを設けることで経験の浅い職員の成長の機会を確保していくことが求められます。

また、今後は関係機関との連携(協力)もさらに重要となってきます。

もちろん、児童相談所では、これまでも関係機関と連携しながらケースワークを行ってきました。

しかし、例えば、児童虐待ケースで、それまで市町村がかかわっていたものが、児童相談所による一時保護や施設入所などのいわゆる「児童相談所ケース」になったとたんに、市町村とそのケース家庭との関係が途切れるといったことも見受けられるようです。

しかし、この計画の基本的な考え方(計画の理念)を踏まえたケースワークを行えば、一度は家庭から分離した子どもが地域に戻ってくるケースも今後増えていく(増やさなければならない)と考えています。

こうしたことから、いわゆる「児童相談所ケース」になった後も、その子どもや家庭の状況について市町村をはじめとした関係機関との情報共有などの連携がさらに必要となると考えています。

また、児童相談所の配置のあり方(管轄区域)については、児童虐待相談などにきめ細かく対応していくという観点から、令和3年の児童福祉法施行令の改正により管轄人口が基本としておおむね 50 万

現在の計画でも取り組んできたものもありますが、  
このようなことに取り組んでいきたいと考えています

#### 【新しい計画での主な取組】

- 専門的な知識や技術を持つ職員を増やす
- 経験が少ない職員を育てるとともに、専門的な資格を取ってもらう
- 市町村、警察、児童家庭支援センターなどのこどもの福祉にかかわる組織との協力関係を強化する
- 県内の児童相談所の配置を考え直す

(以下、調整中)

人以下であるようにすることとされました(第1条の3)。

さらに、令和3年の児童福祉法施行令に合わせて国から出された通知<sup>\*</sup>において、県で児童相談所の管轄区域を決めるに当たっては、区域内の児童人口や将来の人口の見通し、地理的条件、交通事情等を含めた総合的な考慮をすることとされています。

※「児童福祉法施行令及び地方自治法施行令の一部を改正する政令」の公布について(通知)(令和3年7月21日付け子発0721第2号各都道府県知事・各指定都市市長・各児童相談所設置市長あて厚生労働省こども家庭局長通知)

なお、平成16年の児童福祉法の改正により、中核市でも児童相談所が設置できることとなっており、平成28年の児童福祉法の改正により特別区でも児童相談所が設置できるようになりました。

その後、令和元年に児童福祉法が改正されたとき、その附則において、中核市と特別区が児童相談所を設置できるよう必要な措置を講ずることとされました(附則第7条6項)。

この附則の趣旨としては、児童相談所を設置したい中核市があれば、設置ができるように促していくということであるとされています。

中核市における児童相談所設置の全国的な状況を見ると、令和6年4月の時点で中核市は62市ありますが、そのうち児童相談所を設置している中核市は4市(金沢市・横須賀市・明石市・奈良市)です。そして、設置を予定している中核市は、こども家庭庁の調査によると、令和5年4月時点で7市(高崎市、船橋市、柏市、豊中市、東大阪市、尼崎市、宮崎市)です。

いずれにしても県においては、県内の人口の推移や国の基準等を考慮しながら、引き続き、必要に応じて児童相談所の配置のあり方を検討していく必要があると考えています。

用語解説	中核市
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人口20万人以上で国が(政令により)指定した市</li> <li>・平成6年の地方自治法改正により創設(第252条の22)</li> <li>・住民に身近な市町村でできるだけ行政を行うことができるようにするため、指定都市(人口50万人以上で国が(政令により)指定した市)に次ぐような規模や能力を有する都市の事務と権限を充実させるという観点から創設されたもの</li> <li>・中核市になることで、通常は県が担うこととされている事務の一部を担うことが可能となる(代表的なものとして、保健所の設置)</li> <li>・平成16年の児童福祉法改正(平成18年施行)により、中核市でも児童相談所が設置できることとなっている</li> <li>・長野県内では、現在、長野市(平成11年4月～)と松本市(令和3年4月～)が中核市となっている</li> </ul>



#### 18-4 現在の計画における取組

現在の計画では、県における児童相談所の強化等のための取組として、以下のような取組を進めてきました。

- 専門職員の確保・育成
  - 国の基準に基づいた専門職員の確保・育成
  - 指導的立場を担える職員(スーパーバイザー)の育成
- 関係機関との連携強化
  - 市町村、警察、施設、学校、里親などの関係者との情報共有や役割分担
  - 児童家庭支援センターの設置促進と連携の強化
- 国の基準を踏まえた児童相談所の配置のあり方の検討

#### 18-5 現在の計画における指標(目標値)

現在の計画では、以下の評価指標と目標値を定めています。

評価指標	目標値	
	令和6年度	令和11年度
児童福祉司の数	国の定める配置基準以上	
児童心理司の数	国の定める配置基準以上	

#### 18-6 現在の計画における指標(目標値)の現状

現在の計画で定めた評価指標と目標値に対して、平成31年度から令和6年度の状況は以下のとおりとなっています。

評価指標	策定時状況	目標の達成状況				
	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
児童福祉司の数	57人	66人	75人	78人	78人	79人
児童心理司の数	20人	25人	29人	32人	35人	37人

※いずれも4月1日時点の職員定数

いずれの年度においても、経過措置も踏まえた国が定めた基準に合わせた定数としてきたところです。

### 18-7 現在の計画における指標(目標値)の現状又は見込に対する要因分析

児童相談所における職員定数のうち、児童福祉司や児童心理司の定数については、平成 28 年の児童福祉法の改正以降、児童福祉法施行令等により基準が設けられています。

基準については、経過措置等が設けられましたが、現行において主な基準は以下のとおりとなっています。

- 児童福祉司:児童相談所の管轄区域の人口3万人に1人(児童福祉法施行令第3条)
- 児童心理司:児童福祉司2人につき1人以上の配置(児童福祉法施行令第1条の4)

長野県においても、基準に合わせた職員定数の見直しを行い、基準と同等以上の職員定数としているところではあります。

なお、職員定数は見直してきていますが、それに見合った職員の確保が十分にできていないために、現状においては、欠員も生じています。

用語解説	児童福祉司
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童福祉法に基づき、児童相談所に必ず置かれる、こどもの福祉に関する専門的な技術を持つ職員(第13条)</li> <li>・児童福祉司として仕事をするには、児童福祉法が定める資格を有していることが求められている</li> </ul>

用語解説	児童心理司
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童福祉法に基づき、児童相談所に置かれる心理に関する専門的な知識や技術を必要とする指導をつかさどる職員(第12条の3第6項・第7項)</li> <li>・虐待を受けた子どもなどの心のケアや心理判定などの仕事にあたっている</li> </ul>

用語解説	こども家庭ソーシャルワーカー
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和4年の児童福祉法改正により、児童福祉司の任用資格として新たに位置づけられた、こども家庭福祉分野の認定資格</li> <li>・児童虐待を受けたこどもの保護など、こどもの福祉に関する専門的な対応が必要なものについて、こどもやその保護者に対する相談や必要な指導等を通じた確かなサポートを実施できる十分な知識及び技術を有する者</li> <li>・「こども家庭ソーシャルワーカー」となるためには、指定された研修を受けたうえで、試験を受け、認定されることが必要</li> <li>・児童相談所のみでなく、市町村や施設職員等による資格取得も期待されている</li> </ul>



### 18-8 新しい計画における取組

本県における児童相談所の強化等に向けて、現在の計画における取組も踏まえながら、今回の新しい計画では、主に以下の取組を進めていきます。

- ① 専門職員の確保・育成
  - 専門職員を中心とした児童相談所職員の確保・育成
  - 指導的立場を担える職員(スーパーバイザー)の育成
  - こども家庭ソーシャルワーカーの資格を持った職員の確保
- ② 関係機関との連携強化
  - 市町村、警察、施設、学校、里親などの関係者との情報共有や役割分担
  - 児童家庭支援センターなどへの指導委託の推進
- ③ 国の基準を踏まえた児童相談所の配置のあり方の検討
  - 人口減少を見込んだ設置数の検討
  - 必要に応じた管轄地域の検討

### 18-9 新しい計画における取組を進めるために必要な資源等

上記に掲げた取組を進めていくに当たっては、次のような資源等を整備していく必要があります。

必要となる資源等	資源の必要量
「こども家庭ソーシャルワーカー」の資格を持つ児童相談所職員	全県で 25 人以上
児童福祉司の数	(調整中)
児童心理司の数	(調整中)
(以下、調整中)	